



次回補正に向けた記載方針について

<記載の基本方針>

廃棄物埋設施設が有する全ての設備について申請書に記載するとともに、新規制基準の内容に合わせた書き方に適正化する。なお、共通事項については、すべて1号に記載し、1号からの読み込み対応とする。

	今後の記載方針	
	廃棄物埋設地	附属施設、共用設備等
1号	<ul style="list-style-type: none"> ・共通的な考え方を記載 ・そのうえで、7, 8群に対する追加設計事項を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・共用のため1号に一通り記載 ・記載適正化 十一号～十五号
2号	<p><1号と異なる箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハ、(4) 放射性物質の漏出の防止及び低減に関する構造 ・ニ、廃棄物埋設地の構造及び設備 	共用のため1号のとおり
3号	<p><1号と異なる箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニ、廃棄物埋設地の構造及び設備 ・チ、監視測定設備(点検路を点検管に読み替え) 	共用のため1号のとおり

※ 例として「四、廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法」